

経営協 支援活動情報

平成 23 年 5 月 31 日

全国経営協事務局

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

1. 活動状況について

5 月 30 日現在、岩手県内で 4 チーム 8 名が支援活動にあたっています。

(1)福祉避難所での支援活動（山田町）

山田町に所在している福祉避難所のひとつで施設職員 2 名が活動しています。この避難所には、高齢者を中心に 10 名程度が避難してきており、主に見守りのほか、日中活動や食事の支援、生活環境の整備等について他団体の支援者を引き継ぐ形で 5 月 18 日から活動に入りました。

なお、31 日には福祉避難所としての指定が終了するため、山田町での支援活動は同日をもって一旦休止します。

(2)在宅や避難所、仮設住宅等への訪問調査活動（大槌町、陸前高田市）

大槌町と陸前高田市では、県内職能団体（社会福祉士会、精神保健福祉士会、ホームヘルパー協議会等 10 団体）から派遣されたチームや地域の民生委員・児童委員とともに、施設職員各 2 名 1 チームがそれぞれで訪問調査活動にあたっています。

大槌町では、5 月に入ってから町社協職員が中心となった訪問調査活動が本格化、大阪の高齢者施設からの派遣職員のチームも継続してその活動にあたってきました。現在は、2 週間 1 チームで 3 チーム目が活動を進めています。訪問は、地区別に行われており、一般の住宅だけではなく、避難所にも定期的に訪問して状況やニーズ把握を行っています。在宅で生活する方々からは、これまで利用していたデイサービスの回数が減ってしまっているのもっと利用したい、灯油を配達してくれるお店を知りたい、通院のための移動手段を確保したい、等のさまざまなニーズが出てきており、町社協や行政との連携によりひとつひとつ対応を重ねています。5 月 24 日時点で大槌町内には 34 の避難所があり、在宅通所者を含めると 5,300 人を超える方が生活しています。避難所によって状況もそれぞれであり、衛生状態の維持・向上や心身機能や活動の低下を防ぐなど、引き続き、継続的な訪問が必要ではないか、との報告が活動にあたっている施設職員からは寄せられています。また、在宅で生活する方々についても、今後、梅雨から夏にかけてこれまで以上に頻回な訪問、見守りの必要性が指摘されています。

陸前高田市においても、2 名 1 チームの施設職員が県内の職能団体から派遣されたチームと、市社協を中心とした同様の訪問調査活動を行っています。現在は、在宅で生活する方々だけではなく、入居が始まった仮設住宅への訪問も徐々に始まっています。仮設住宅については、医療関係者によるチームが訪問を行うなど、同様の活動が進めら

れているケースもあり、今後、より効果的な連携、情報共有の仕組みが必要になると考えられます。

大槌町と陸前高田市は、行政や社協が人的にも機能的にも大きな被害を受けており、地域全体の福祉を支えていくためには、現地の意向や状況に即した継続的な支援が求められます。県社協による被災市町社協の復旧支援の取り組みも並行して進んでおり、引き続き、これらの取り組みと連携した活動を進めていくこととしています。

(3)避難所での活動支援（陸前高田市）

現在も在宅通所者を含めて多数の方が避難している市内の中学校では、10名余の高齢者をはじめとする要援護者が体育館とは別のスペースで生活しています。ここで生活する人びとのなかには、夜間のトイレ誘導や移動時の見守りが必要な方がいることや、日中活動の低下を防ぐ観点からも介護職員による支援が継続的に行われています。現在、本連絡会から継続して2名の施設職員を派遣しており、7月中旬をひとつの目途として活動していきます。

2. 全国経営協の取り組み

全国経営協では、先の平成23年度第1回協議員総会において設置された「東日本大震災復興対策委員会」の第1回会議を5月31日に開催しました。

会議では、被災した社会福祉法人・福祉施設の事業継続、復旧を全国経営協としても最大限支援していくことを確認、二重債務を生じないための施策や復旧にかかる国庫補助の一層の上積みといった制度的な対応をしっかりと進めていくことに加えて、被災した社会福祉法人・福祉施設の個別の支援ニーズの把握とそれに即したきめ細かな対応を図ることを目的とした現地事務所を設置（仙台市内）することを委員会として決定しました。

また、被災した会員法人に対して「災害見舞金」を早期に支払うことや、今後の活動や将来の備えに向けて新たな基金の造成について検討することを確認しました。

なお、これらの内容については6月3日に開催する常任協議員会にてあらためて協議します。

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉

- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・全国経営協ホームページへの掲載